

芝浦工業大学  
学生各位

国際部

家計の経済的困窮度が高い留学希望者を対象とする  
渡航支援金について（2019年度）

2019年度中に出発する留学プログラムを対象として、日本学生支援機構（JASSO）から「渡航支援金」制度の案内がございました。本制度の利用にあたっては、いくつか条件があり、特に**家計の経済的困窮度について、一定の要件を満たす必要があります**。利用を検討する方は、条件を確認の上、下記に従って申請してください。

■支給内容

支給金額 16万円

支給方法 初回の留学奨学金支払時に、奨学金月額金額と合算して支給

■支給対象者

下記の（１）（２）（３）をすべて満たすことを、指定期日までに証明できる者。

**※（３）の家計基準に関連する書類を準備する前に、まず基礎条件の（１）および（２）を満たしているかを国際部で確認します。家計基準を満たしていると思われる方は、直ちに国際部にご相談ください。**

問い合わせ先

国際部 国際プログラム推進課 渡航支援金担当

03-5859-7140

[study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp](mailto:study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp)

- （１）JASSO 奨学金対象の留学プログラムに参加する者。
- （２）JASSO 奨学金の基本支給条件をすべて満たす者（下記のすべて）
  - ①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。  
※特別永住者を含みます。  
※定住者は含まれません。  
※二重国籍者においても、①を満たす者は含まれます。
  - ②学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。
  - ③前年度の成績を元に試算される成績評価係数（※GPAとは異なります）が基準以上の者。
  - ④経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。
  - ⑤派遣先大学等の所在国・地域への派遣プログラム参加に必要な査証を確実に取得し得る者。
  - ⑥派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者。
  - ⑦派遣プログラム参加にあたり、他団体等（在籍大学等及び派遣先大学等を含む。）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。）を受けられる場合、他団体等からの奨学金月額（複数の他団体等から受けられる場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者。  
※トビタテとの併用はできません。

(3) 家計基準につき、以下の基準を満たし、そのことを証明できる書類を期日までに提出できる者

#### ア. 家計基準

家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が次の金額である者。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

注1) 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、次に指定する必要書類の提出により、上述の家計基準を満たすことを証明できる全派遣学生に渡航支援金を支給します。

注2) 本制度では、独立生計者と認定（書類により証明）できない場合には、家計支持者の扶養親族とみなします。

注3) 独立生計者の家計基準も、世帯（申請者本人及び配偶者）の所得金額で判断します。

#### イ. 証明書類

平成 30 年の所得金額を証明する書類を提出する。

①給与所得者	源泉徴収票の写し ・給与所得のみの世帯 ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認する ・給与所得以外の所得を含む世帯 ※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認する
②給与所得以外	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ※確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認する
③平成 30 年中の所得がない場合	市町村役場発行の所得証明書（コピー可）
④独立生計者の場合 ※「ウ. 独立生計者であることの証明」を必ず確認してください。	市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ※配偶者があるときには配偶者分も含む

注1) 家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

注2) 郵送や持参により確定申告を行っている場合は、確定申告書（第一表と第二表）（控）の写しは、税務署の受付印があるものを提出してください。税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出してください。

電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出してください。

注3) 所得証明書について、6月までに登録・支給申請する者で、平成 30 年中の所得証明書の発行が間に合わない場合は、平成 29 年中の所得証明書でかまいません。

注4) 複数の種類の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書類を全て提出させてください。

注5) 家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書（平成 30 年 1～12 月分）のコピーにより、「総支

給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

## ウ. 独立生計者であることの証明

（ア）次の全てに該当する者について、独立生計者と認定します。

- a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- b. 父母等と別居している者
- c. 申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

（イ）独立生計者であることの確認は、次のとおり行います。基準を満たさない者は、独立生計者として認められません。

### ① 市町村役場発行の所得証明書【独立生計者全員】

「ア. 家計基準」を満たしており、かつ、申請者本人の合計所得金額が 38 万円を超えているかを確認してください。配偶者があるときには、申請者本人と配偶者の合計所得金額を確認してください。

### ② 申請者本人及び父母等の住民票（世帯全員分）【独立生計者全員】

申請者本人と申請者（及び配偶者）の父母等の住所が異なることを、住民票（世帯全員分）により確認してください。

※渡航支援金申請時に父母等と別居している必要があります。

※住民票は、申請前 3 か月以内に発行されたものに限り（コピー可）。

### ③ 独立生計者収入・支出確認書（様式 R-2）【独立生計者全員】

「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2）により、世帯の収入・支出状況を記入の上、提出してください。

④ 「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者であっても、次に該当する場合には、独立生計者とみなすことにします。それぞれ証明する書類を提出させてください。

## ○奨学金受給者

提出書類：平成 29 年度（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類

※ 1 平成 29 年度の奨学金の受給総額が 103 万円を超えることが確認できること。

※ 2 奨学金は、給付型、貸与型を問いません。

※ 3 証明書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り（コピー可）。奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを提出させてください。

\* 機構の貸与型奨学金（第一種・第二種）の受給者には「奨学金貸与証明書」や「貸与額通知書」を提出させてください。

## ○預・貯金を切り崩して生活している者

提出書類：生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 か月分程度 記帳部分」

※ 3 か月分支出額の平均から算出される 12 か月分支出額が 103 万円を超えることを確認できること。

必要書類まとめ

対象	提出書類	備考
給与所得者	・源泉徴収票の写し	会社員、パート、アルバイト等
給与所得以外の者	・確定申告書（控）の写し	個人事業主・自営業者等
平成 29 年中の所得がない者	・市町村役場発行の所得証明書	年金生活者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等
独立生計者	・市町村役場発行の所得証明書 ・申請者本人及び父母等の住民票（世帯全員分） ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2） ・ [奨学金受給者のみ] 奨学金支給団体が発行する証明書類 ・ [預貯金切崩者のみ] 預金通帳の写し	

■必要書類の提出期日

参加する留学プログラム開始月の 2 ヶ月前の月の 20 日まで（20 日が土日の場合は前日の金曜日まで）

例：8 月出発のプログラムの場合、6 月 20 日まで

■提出先

以下まで持参もしくは郵送ください。

〒135-8548 東京都江東区豊洲 3-7-5 芝浦工業大学

国際部 国際プログラム推進課

渡航支援金担当

TEL 03-5859-7140

[study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp](mailto:study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp)

※期日までにすべての書類を提出できない場合は、本奨学金に申請することはできません。